

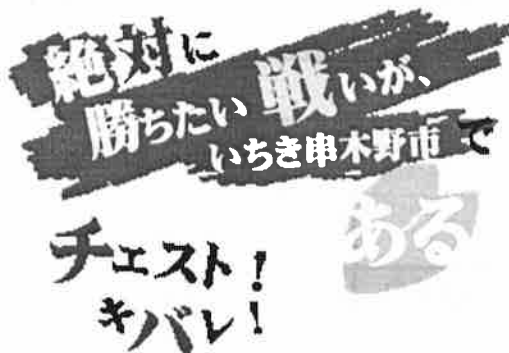


特別国民体育大会  
特別全国障害者スポーツ大会

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会  
いちき串木野市実行委員会  
第4回 輸送・交通専門委員会

○本市開催分 会場：市総合体育館

年	大会名・競技名	会期
2023	特別国民体育大会『燃ゆる感動かごしま国体』	
	○デモンストレーションスポーツ（3B体操）	5月14日(日)
	○デモンストレーションスポーツ（少林寺拳法）	6月25日(日)
	○バレーボール競技（成年男子）	10月8日(日)～11日(水)
	○バスケットボール競技（少年女子）	10月12日(木)～16日(月)
	特別全国障害者スポーツ大会『燃ゆる感動かごしま大会』	
	車いすバスケットボール（身）	10月28日(土)～29日(日)



日時：令和5年4月17日（月）10：00～  
場所：いちき串木野市防災センター会議室2

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会  
第4回 輸送・交通専門委員会 会次第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 委員の紹介

4 事務局の紹介

5 報告事項

- (1) 特別国民体育大会及び特別全国障害者スポーツ大会の開催について・・・P3
- (2) いちき串木野市輸送交通業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別冊】
- (3) いちき串木野市消防防災・警備業務について・・・・・・・・・・・・【別冊】
- (4) 令和5年度計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4

6 閉 会

○参考資料

- ・ いちき串木野市輸送交通業務実施要項・・・・・・・・・・・・・・・・P5～7
- ・ いちき串木野市消防防災・警備業務実施要項・・・・・・・・・・・・P8～10
- ・ いちき串木野市輸送交通基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・P11
- ・ いちき串木野市消防防災・警備基本計画・・・・・・・・・・・・P12

【県実行委員会】

- ・ 第75回国民体育大会輸送・交通基本指針・・・・・・・・・・・・P13～14
- ・ 第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」輸送・交通基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・P15～19
- ・ 第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」会場地市町村輸送・交通業務推進指針・・・・・・・・・・・・P20～22
- ・ 第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」警備・消防防災基本計画・・・・・・・・・・・・P23～24
- ・ 燃ゆる感動かごしま国体 市町村警備・消防防災業務推進指針・・・・・・・・・・・・P25～28

### 3 委員の紹介

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市  
輸送・交通専門委員について

(順不同・敬称略)

	所属	役職	氏名	備考
1	いちき串木野警察署	交通課長代理	原之園 剛正	
2	いちき串木野交通安全協会	事務局長	今屋 隆雅	
3	九州旅客川内駅	駅長	小野田 曜	
4	鹿児島交通・山光交通	鹿児島県バス 協会専務理事	改元 秀男	副委員長
5	第一交通 串木野営業所	所長	田中 初己	
6	いちき串木野市水産商工課	商工係長	武田 大輔	
7	いちき串木野市消防本部	総務課長	大寺 重哉	委員長

#### 4 事務局の紹介

##### いちき串木野市実行委員会事務局職員について

No.	役 職	氏 名	備 考
1	事務局長	長崎 崇	シティセールス課長
2	事務局次長	田中 俊二	シティセールス課長補佐 (スポーツ担当)兼 国体推進係長
3	事務局職員	中袴田 学	国体推進係主任
4	事務局職員	飛松 しほ乃	国体推進係主事
5	事務局職員	内野 里映	国体推進係主事
6	事務局職員	内田 亜矢子	国体推進係主事
7	事務局職員	野口 舞人	国体推進係主事
8	事務局職員	吉田 葵	国体推進係主事補
9	事務局職員	鹿丸 智恵	会計年度任用職員

## 5. 報告事項（1）

### 特別国民体育大会及び特別全国障害者スポーツ大会の開催について

#### 1. 大会日程

##### ● 特別国民体育大会 燃ゆる感動かごしま国体

会期	2023年10月7日（土）～10月17日（火）	
<会期前>	2023年9月16日（土）～9月24日（日）	
総合開会式	10月7日（土）	白波スタジアム
総合閉会式	10月17日（火）	（鹿児島県立鴨池陸上競技場）
実施競技	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正式競技            37競技（17市8町）</li> <li>・特別競技            1競技（2市）</li> <li>・公開競技            5競技（4市1町）</li> <li>・デモンストレーションスポーツ    36競技 （14市14町4村）    令和5年4月～9月</li> </ul>	

##### ● 特別全国障害者スポーツ大会 燃ゆる感動かごしま大会

会期	2023年10月28日（土）～10月30日（月）	
開会式	10月28日（土）	白波スタジアム
閉会式	10月30日（月）	（鹿児島県立鴨池陸上競技場）
実施競技	7市で17競技を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・正式競技            14競技（7市）</li> <li>・オープン競技        3競技（1市）</li> </ul>	

##### ● いちき串木野市開催競技

特別国民体育大会 燃ゆる感動かごしま国体		
6人制バレーボール	成年男子	10月8日（日）～11日（水）
バスケットボール	少年女子	10月12日（木）～16日（月）
特別全国障害者スポーツ大会 燃ゆる感動かごしま大会		
車いすバスケットボール	リハーサル大会	6月3日（土）～4日（日）
	本大会	10月28日（土）～29日（日）
デモンストレーションスポーツ		
3B体操	5月14日（日）	
少林寺拳法	6月25日（日）	

会場：いちき串木野市総合体育館

5. 報告事項 (4)

令和5年度計画について

業務内容 年度/月	輸送・交通		消防防災・警備	
	輸送	交通	消防	警備
R5.4				警備業務委託発注
5	輸送交通業務委託発注			
6	県の輸送システム へバスの必要台数 を入力			
7				
8	来会意向調査			
9	バスの割付決定			
10		かごしま国体		
備考	<b>輸送交通業務委託内容</b> ・輸送交通計画の見直し ・バス輸送の運行計画の作成 ・バス車両操配業務 ・来会意向調査			<b>警備業務委託内容</b> ・正式競技会期中の交通警備及び夜間警備

# 参 考 资 料

# 燃ゆる感動かごしま国体 いちき串木野市輸送交通業務実施要項

## 1 趣 旨

この要項は、県の「輸送・交通基本計画」及び「会場地市町村輸送・交通業務推進指針」並びに「燃ゆる感動かごしま国体 いちき串木野市輸送交通基本計画」に基づき、特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

## 2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）との連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

## 3 輸送交通業務の一般的事項

### (1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

- ① 大会参加者
  - (ア) 選手・監督
  - (イ) 競技会役員、競技役員、競技補助員
  - (ウ) 競技会係員、競技会補助員
  - (エ) 報道関係者、視察員
- ② 一般観覧者
- ③ 上記のほか、実行委員会が必要と認めたもの

### (2) 輸送方法

輸送方法は、実行委員会が車両を借り上げて行う輸送（以下「計画輸送」という。）及び公共交通機関による自主移動とする。

### (3) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

### (4) 輸送交通業務の範囲等

- ① 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、指定下車駅、宿舍、その他大会関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。
- ② 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ③ 計画輸送は、原則として近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）は行わない。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

## 4 輸送力の確保

### (1) 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上げバス・タクシー等とし、県実行委員会及び関係機関・団体等の協力を得て、必要台数を実行委員会が確保する。



(2) 予備車の確保  
実行委員会は、大会期間中の緊急時に備えるため、予備車の確保に配慮する。

(3) その他  
実行委員会は必要と認められる場合には、公共交通の関係機関・団体に対し、臨時運行等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

## 5 輸送業務の内容

### (1) 輸送業務の内容

- ① 輸送計画の作成  
関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を作成する。
- ② 指定集合地の設定  
輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。
- ③ 輸送経路の設定  
参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。
- ④ 輸送案内  
必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。
- ⑤ 広域配宿における輸送  
広域配宿によっていちき串木野市外に所在する旅館等を宿舎として利用する必要が生じた場合は、該当選手・監督及び役員等の輸送を実施する。
- ⑥ 関係市との連携  
関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて輸送を実施する。
- ⑦ 一般観覧者の輸送  
一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。
- ⑧ 学校観戦者の輸送  
実行委員会は、各競技の学校観戦について、事前に市内学校に調査等を行い、学校と協議のうえ、輸送を実施する。
- ⑨ バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置  
輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。
- ⑩ 指定下車駅等の設定及び輸送
  - (ア) 指定下車駅等の設定  
県実行委員会と協議のうえ、選手・監督及び役員等の下車駅等を宿泊地の最寄りの駅等から1か所以上設定する。
  - (イ) 指定下車駅等からの輸送  
指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、実行委員会は移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

## 6 交通業務の内容

### (1) 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

- (2) 案内・誘導  
輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。
  - (3) 交通整理  
輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理や誘導を実施する。
  - (4) 路上駐車防止  
交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。
  - (5) 指定駐車場の確保及び開設  
輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場等周辺に必要な指定駐車場の確保に努める。  
なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、実行委員会はシャトルバスの運行等必要な措置を講じる。
  - (6) 指定駐車場の管理及び運営  
指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。
  - (7) 駐車許可証の交付  
実行委員会は、利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する人に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。
  - (8) 交通環境整備  
実行委員会は、大会期間中の環境への負荷軽減と交通の混雑緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用推進及び自家用車での来場自粛を働きかける。  
また、市民等に対しても渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛協力等の周知広報を行う。
  - (9) 道路機能の保全  
大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。
- 7 輸送交通業務の委託**  
実行委員会は、この要項の定める業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。
- 8 その他**  
この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

# 燃ゆる感動かごしま国体 いちき串木野市消防防災・警備業務実施要項

## 1 趣 旨

この要項は、県の「警備・消防防災基本計画」及び「市町村警備・消防防災業務推進指針」並びに「燃ゆる感動かごしま国体 いちき串木野市消防防災・警備基本計画」に基づき、特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」（以下「大会」という。）における消防防災・警備体制の確立を図り、安全かつ円滑な大会運営に万全を期するため必要な事項を定める。

## 2 実施期間

消防防災業務及び警備業務の実施期間は、大会開催までのうち燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める期間及び競技会の会期中とする。

## 3 実施範囲

- (1) 消防防災業務の実施範囲は、競技会場、練習会場及び駐車場（臨時駐車場を含む）（以下「大会関連施設」という。）並びに宿泊施設とする。
- (2) 警備業務の実施範囲は、原則として競技会場及び駐車場（臨時駐車場を含む）とする。なお、練習会場については、必要に応じて実施する。

## 4 実施体制

### (1) 大会開催前

実行委員会は、警察署及びいちき串木野市消防本部並びに関係団体等（以下「関係機関」という。）や大会関連施設と緊密な連携を図り、大会開催前に現地調査及び予防査察等必要な諸準備を実施する。

### (2) 大会期間中

実行委員会は、関係機関の協力を得て、大会関連施設に係員を配置し、警備体制を整えるとともに、消防防災及び警備を総括する消防警備本部を競技会場内に設置する。

## 5 消防防災業務

### (1) 基本的事項

- ① 消防法等関係法令を遵守し、大会関連施設及び宿泊施設の消防防災に取り組む。
- ② いちき串木野市地域防災計画及び大会関連施設及び宿泊施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

### (2) 業務内容

- ① 防火・防災管理業務
- ② 自衛消防業務

#### ア 大会開催前

(ア) 大会関連施設における消防防災体制の確立に関すること。

(イ) 大会関連施設における消防用設備及び水利等の現地調査及び点検に関すること。

- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。
- (エ) 防火防災意識の高揚と啓発活動の推進に関する事。
- (オ) 大会関連施設での避難訓練に関する事。
- (カ) 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関する事。
- (キ) その他必要な消防防災業務に関する事。

イ 大会開催期間中

- (ア) 大会関連施設における火災等の予防及び警戒並びに鎮圧に関する事。
- (イ) 大会関連施設の救急救助に関する事。
- (ウ) 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
- (エ) その他必要な消防防災業務に関する事。

(3) 広域配宿に係る対策

いちき串木野市外への広域配宿に係る消防防災業務については、当該配宿市町と調整し実施する。

## 6 警備業務

(1) 基本的事項

- ① 道路交通法、警備業法、消防法等関係法令を遵守する。
- ② 実行委員会は関係機関の協力を得て、大会関連施設に係員を配置する等警備体制を整え、雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に取り組む。

(2) 業務内容

- ① 会場警備業務
- ② 交通誘導警備業務
- ③ 雑踏警備業務
- ④ 夜間警備業務

ア 大会開催前

- (ア) 大会関連施設における警備体制の確立に関する事。
- (イ) 現地調査の実施に関する事。
- (ウ) 警備員等の確保と事前教育及び訓練に関する事。
- (エ) 施設・構造物の安全対策の推進に関する事。
- (オ) その他必要な警備業務に関する事。

イ 大会開催期間中

- (ア) 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関する事。
- (イ) 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関する事。
- (ウ) 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関する事。
- (エ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関する事。
- (オ) 大会関連施設における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 入退場者管理に関する事。
- (キ) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。
- (ク) 大会関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。

- (ケ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
- (コ) 迷子及び遺失物等への対応に関すること。
- (サ) その他必要な警備業務に関すること。

#### 7 大規模災害・突発重大事案に係る対策

大会の開催前及び開催期間中において、大規模災害又は突発重大事案が発生し、いちき串木野市災害対策本部が設置された場合は、いちき串木野市地域防災計画に基づき対応する。

#### 8 通信連絡体制

大会開催期間中、関係機関と緊密な連携を行い、緊急連絡を円滑に行うため、通信連絡体制を確立する。

#### 9 警備業務の委託

実行委員会は、業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

#### 10 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 燃ゆる感動かごしま国体 いちき串木野市輸送交通基本計画

### 1 目的

特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送交通については、県の「輸送・交通基本計画」及び「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市開催準備計画」に基づき、交通事業者等と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送を行うとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

### 2 内容

#### (1) 輸送対策

##### ① 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

##### ② 計画輸送

競技会場等及び宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の運行状況等から必要と認められるときは、計画輸送を行う。

#### (2) 交通対策

##### ① 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署等関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の適切な対策を講じる。

##### ② 交通の整理、誘導及び案内

大会参加者関係車両及び一般観覧者車両の安全確保と目的地への安全かつ円滑な誘導を図るため、各種媒体による広報活動を通じて周知を図るとともに、交通案内図の作成・配布及び案内標識を設置し、必要に応じて整理誘導員を配置する。

#### (3) 駐車場対策

##### ① 駐車場の確保

競技会場等及びその周辺に必要な駐車場の確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

##### ② 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、駐車場への誘導を円滑に行うため、事前に許可証等を交付するなど必要な措置を講じる。また、一般観覧者については、マイカーでの来場自粛を積極的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

### 3 交通環境整備

大会期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、市民に対して渋滞の原因となる違法駐車防止、マイカー利用の自粛協力等交通環境整備のための啓発に努める。

### 4 その他

(1) 競技別リハーサル大会についても、必要に応じてこの計画を準用する。

(2) この計画に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 燃ゆる感動かごしま国体 いちき串木野市消防防災・警備基本計画

### 1 目 的

特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」における消防防災・警備については、競技会場その他大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対応に万全を期するため、県の「警備・消防防災基本計画」及び「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市開催準備計画」に基づき、消防・警察その他関係機関等（以下「関係機関等」という。）と緊密に連携を図り、消防防災・警備体制の確立を図ることを目的とする。

### 2 内 容

#### (1) 消防防災対策

- ① 火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、関係機関等と連携し、防火・防災意識の高揚を図る。
- ② 火災、その他の災害発生時に万全を期するため、関係機関等と緊密な連携のもと、消防防災体制の確立を図る。
- ③ 競技会場、練習会場、宿泊施設及び浴道等（以下「競技会場等」という。）の火災、その他の災害の予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び被害の拡大防止、救急救助に関する諸対策を講じる。

#### (2) 警備対策

- ① 競技会場等における雑踏事故、その他の事故及び事件の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。
- ② 大会期間中には、暴力事犯・盗犯防止対策等の諸対策を推進し、犯罪の予防に努める。
- ③ 関係機関等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立し、警備対策の円滑な推進を図る。

#### (3) 大規模災害・突発重大事案対策

いちき串木野市地域防災計画を踏まえ、競技会場等での大規模災害・突発重大事案発生等における情報収集・伝達、避難誘導及び被害の拡大防止、救急救助に関する諸対策を講じる。

### 3 その他

- (1) 競技別リハーサル大会についても、必要に応じてこの計画を準用する。
- (2) この計画に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 第75回国民体育大会輸送・交通基本方針

第75回国民体育大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送に当たっては、道路及び交通の状況等に十分配慮する必要があることから、次の基本方針により安全かつ確実に行うものとする。

### 1 大会参加者の輸送

#### (1) 県外参加者の輸送

全国から来県する大会参加者の輸送方法については、派遣元の各都道府県で決定する。

なお、必要に応じて、県及び会場地市町村は、関係機関等の協力を得て輸送の円滑化に努める。

#### (2) 総合開・閉会式の輸送

総合開・閉会式における輸送については、県が輸送計画等を策定して実施することとし、会場地市町村、関係機関等の協力を得て輸送の円滑化に努める。

#### (3) 競技会場の輸送

ア 競技会場地における大会参加者の輸送については、会場地市町村が関係機関等の協力を得て実施する。

イ 同一の競技が2市町村以上の会場地で行われる場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町村が協議して実施する。

#### (4) 指定集合地の設定

県及び会場地市町村は、総合開・閉会式及び競技会場地における大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バスその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

### 2 一般観覧者の輸送

(1) 一般観覧者の総合開・閉会式及び競技会場地への輸送については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、バス及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車での総合開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況に応じ、必要な制限を行う。



### 3 車両等及び駐車場の確保

- (1) 大会参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。
- (2) 県及び会場地市町村は、総合開・閉会式会場及び競技会場における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、輸送に係る必要な措置を講じる。

### 4 交通安全対策

県及び会場地市町村は、大会開催期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等はもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

### 5 環境に配慮した運営

県及び会場地市町村は、総合開・閉会式及び競技会場地における大会参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進の呼びかけなど、環境に配慮した運営に努める。

**\* 「第75回国民体育大会」は「特別国民体育大会」と読み替える。  
(県実行委員会会則の附則改正 (R2. 10. 28) による。)**

## 第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」

### 輸送・交通基本計画

第75回国民体育大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町村、関係機関及び関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第75回国民体育大会（以下「大会」という。）の輸送・交通業務を円滑に推進する。

#### 1 輸送・交通業務の基本的事項

##### (1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

##### ア 大会参加者

- ① 選手・監督
- ② 都道府県選手団本部役員
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員，大会補助員，大会協力者等
- ⑪ 競技会係員，競技会補助員，競技補助員，競技会協力者等
- ⑫ 上記のほか，県又は会場地市町村が必要と認めた者

##### イ 一般観覧者

##### (2) 実施期間

輸送・交通業務を行う期間は、原則として大会総合開会式3日前から総合閉会式終了1日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町村が別に期間を定める。

##### (3) 輸送・交通業務の範囲

ア 輸送・交通業務の範囲は、総合開・閉会式会場，競技会場，練習会場，指定集合地，指定下車駅（港等を含む），宿舎，その他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間とする。

イ 輸送対象者，車両，発着場所及び発着時刻等を定め，輸送計画等に基づき行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し，県と会場地市町村が協議の上，必要と認められる場合は，この限りではない。

## 2 輸送力の確保

### (1) 借上バス等の確保

県及び会場地市町村は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要なバス、タクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、競技会場地輸送に必要なバス台数を把握し、会場地市町村と協議の上、必要に応じて関係機関及び関係団体等にバス確保の協力を要請する。

### (2) 鉄道・航空機・船舶・路線バス等の確保

県及び会場地市町村は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、鉄道・航空機・船舶・路線バス等について、輸送の円滑化に努める。

### (3) 予備車の確保

県及び会場地市町村は、大会期間中、予備車を準備して、緊急時に備える。

### (4) 輸送・交通担当係員等の講習

ア 県及び会場地市町村は、円滑な輸送を実施するため、必要に応じて、輸送・交通担当係員に対して講習会等を実施する。

イ 県及び会場地市町村は、大会に関係するバス、タクシー等輸送関係機関及び関係団体等に対して、業務内容の徹底、サービス向上のための講習会等の実施を求めることができる。

## 3 県外参加者等輸送

### (1) 県外参加者等輸送計画の策定

県は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、全国から来県する選手・監督及び役員等の県外参加者等輸送計画を策定する。

なお、計画の策定に当たっては、各都道府県等に対する来会意向調査を実施する。

### (2) 輸送・交通業務の範囲

全国から来県する選手・監督及び役員等について、各都道府県出発地と宿泊地の間とする。

### (3) 集合・解散輸送

大会に参加する選手・監督及び役員等の県外参加者等輸送は、輸送方法を派遣元の各都道府県で決定（自由集合・自由解散）するが、県は必要に応じて、列車の増発・増結、航空機、船舶の増便等座席の確保、その他輸送上の便宜が図られるよう、関係機関及び関係団体等に要請する。

(4) 指定下車駅等の設定

選手・監督及び役員等の下車駅等は，県が会場地市町村と協議の上，会場地市町村の宿泊地の最寄りの駅等から1カ所以上を設定する。

(5) 輸送案内

選手・監督及び役員等の輸送案内は，県が主要拠点に設置する総合案内所及び会場地市町村が指定下車駅等に設置する案内所において行う。

(6) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の間の輸送については，輸送距離及び道路交通事情を勘案し，必要に応じて会場地市町村が行う。

4 総合開・閉会式輸送

(1) 総合開・閉会式輸送計画の策定

県は，関係機関及び関係団体等の協力を得るとともに，式典計画及び総合開・閉会式会場整備計画等の関係する各種計画を十分に考慮し，総合開・閉会式輸送計画を策定する。

(2) 輸送・交通業務の範囲

総合開・閉会式に参加する選手・監督及び役員等について，指定集合地と総合開・閉会式会場の相互間とし，原則として計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

総合開・閉会式に参加する選手・監督及び役員等の計画輸送を円滑に行うため，宿舎の分布，参加人員及び道路交通事情等を考慮し，県と会場地市町村が協議して総合開・閉会式輸送の起点・終点となる指定集合地を設定する。

(4) 指定集合地と宿舎間の誘導

指定集合地と宿舎が異なる場合は，指定集合地と宿舎間の誘導を会場地市町村が行い，指定集合地において県に引継ぎを行う。

(5) 計画輸送経路の設定

県は，輸送距離，所要時間及び道路交通事情等を考慮し，関係機関及び関係団体等と協議の上，総合開・閉会式の計画輸送経路を設定する。

(6) 添乗員の配置

計画輸送バスの各車両には，乗降時の誘導，乗車人員の把握及び事故発

生等の緊急時に対応するため、原則として係員が添乗する。

(7) 一般観覧者の輸送

ア 一般観覧者の輸送は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、路線バス、鉄道等の公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅及び駐車場等からのシャトルバスの運行や臨時乗降場の設置等の必要な措置を講じるなど、環境及び利便性にも配慮した運営に努める。

イ マイカーでの来場は、原則として認めない。ただし、総合開・閉会式会場の身体障害者等の輸送については、会場近隣への専用駐車場の設置等別途配慮する。

(8) 車両許可証等の発行

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるよう別に定める許可証等を交付する。

5 競技会場地輸送

(1) 会場地市町村輸送・交通業務推進指針

県は、会場地市町村における輸送・交通業務を推進するため、会場地市町村輸送・交通業務推進指針を示し、業務の円滑な準備、運営を図る。

(2) 競技会場地輸送計画

会場地市町村は、会場地市町村輸送・交通業務推進指針に基づき、競技会場地輸送計画を策定する。

同一の競技が2市町村以上の会場地で行われる場合は、関係市町村が協議して策定する。

6 駐車場の確保

県及び会場地市町村は、道路交通事情及び大会参加者等の車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得て、会場周辺において駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

7 交通安全対策

県及び会場地市町村は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、駐車場及び乗降場における歩行者及び車両の誘導や交通規制等の必要な措置を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施に当たっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置、マイカー自粛の呼びかけ及び各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

8 輸送本部の設置

県は、輸送・交通業務を円滑に推進するため、輸送本部を設置する。

9 その他

上記のほか、輸送・交通業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

\* 「第75回国民体育大会」は「特別国民体育大会」と読み替える。  
(県実行委員会会則の附則改正 (R 2. 10. 28) による。)

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」  
会場地市町村輸送・交通業務推進指針

この指針は、第75回国民体育大会（以下「大会」という。）「燃ゆる感動かごしま国体」輸送・交通基本計画に基づき、会場地市町村準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）における輸送・交通業務推進のための指針を示し、その円滑な準備及び運営を図ることを目的とする。

1 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

ア 大会参加者

- (ア) 選手・監督
- (イ) 都道府県選手団本部役員
- (ウ) 大会役員
- (エ) 競技会役員
- (オ) 競技役員
- (カ) 招待者
- (キ) 報道関係者
- (ク) 視察員
- (ケ) 式典出演者
- (コ) 大会実施本部係員，大会補助員，大会協力者等
- (サ) 競技会係員，競技会補助員，競技補助員，競技会協力者等
- (シ) 上記のほか，会場地委員会が必要と認めた者

イ 一般観覧者

(2) 実施期間

輸送・交通業務を行う期間は、原則として総合開会式3日前から総合閉会式終了1日後までの間とする。

ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地委員会が別に期間を定める。

(3) 業務の範囲

ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場，練習会場，指定集合地，指定下車駅（港等を含む），宿舎，その他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者，車両，発着場所及び発着時刻等を定め，輸送計画等に基づき行う輸送（以下「計画輸送」という。）は，原則として近距離（概ね2km未満をいう。）は行わない。

ただし，地域の交通事情等を勘案し，第75回国民体育大会鹿児島県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）と会場地委員会が協議の上，必要と認められる場合は，この限りではない。

## 2 円滑な輸送の確保

### (1) 借上バス等の確保

会場地委員会は、計画輸送のためにバス、タクシー等の車両の借上げが必要と認められる場合には、必要に応じて県委員会と協議の上、関係機関及び関係団体等の協力を得て、確保する。

### (2) 鉄道、船舶及び路線バス等の確保

会場地委員会は、鉄道、船舶及び路線バス等の輸送力増強が必要と認められる場合には、必要に応じて県委員会と協議の上、関係機関及び関係団体等に対して協力を要請し、円滑な輸送に努める。

### (3) 予備車の確保

会場地委員会は、大会期間中、予備車を準備して、緊急時に備える。

## 3 輸送サービスの推進

### (1) 輸送・交通担当係員の講習

会場地委員会は、円滑な輸送を推進するため、必要に応じて会場地市町村の輸送・交通担当係員に対し、業務内容の徹底やサービス向上等のための講習会等を実施する。

### (2) 輸送関係機関等の講習

会場地委員会は、円滑な輸送を推進するため、関係機関及び関係団体等に対して、業務内容の徹底やサービス向上等のための講習会等の実施を求めることができる。

## 4 県外参加者等輸送との連携

### (1) 指定下車駅等からの輸送

全国から来県する選手・監督及び役員等の輸送のうち、指定下車駅等と宿舎間については、輸送距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地委員会が行う。

### (2) 輸送案内

会場地委員会は、指定下車駅等に案内所を設置し、宿舎及び競技会場等への輸送案内を行う。

## 5 総合開・閉会式輸送との連携

会場地委員会は、総合開・閉会式に参加する選手・監督及び役員等について、総合開・閉会式輸送の起点・終点として県委員会が設定した指定集合地と宿舎間の誘導を行い、指定集合地において県委員会に引継ぎを行う。

## 6 競技会場地輸送

### (1) 会場地輸送計画の策定及び輸送

会場地委員会は、競技会実施に伴う宿舎、競技会場、練習会場間の輸送について、関係機関及び関係団体等の協力を得て、輸送計画を策定し、輸送を実施する。

なお、同一競技が2市町村以上の会場地で行われる場合は、関係会場地委員会が協議の上、輸送計画を策定し、輸送を実施する。



(2) 指定集合地の設定

会場地委員会は、選手・監督及び役員等の競技会における計画輸送を円滑に行うため、必要に応じて関係機関及び関係団体等の協力を得て、指定集合地を設定する。

(3) 計画輸送経路の設定

会場地委員会は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関及び関係団体等と協議の上、計画輸送経路を設定する。

(4) 一般観覧者の輸送

会場地委員会は、一般観覧者の安全で円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要な措置を講じるとともに、環境及び利便性に配慮した運営に努める。

7 駐車場の確保

会場地委員会は、道路交通事情及び大会参加者等の車両台数を勘案し、競技会場及び練習会場等周辺の駐車場確保に努め、その効率的な利用を図る。

なお、駐車場の場所については、事前の十分な周知を行うとともに誘導員、誘導看板による案内を行う等必要な措置を講じる。

8 交通安全対策

会場地委員会は、競技会場及び練習会場等の周辺における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、歩行者及び車両の安全誘導や交通規制等の必要な措置を講じる。

なお、交通安全対策の実施に当たっては、地域住民等へのマイカー自粛などの協力を要請するとともに、交通案内標識及び案内板等各種広報媒体を積極的に活用し、円滑な通行を確保する。

\* 「第75回国民体育大会」は「特別国民体育大会」と読み替える。  
(県実行委員会会則の附則改正 (R2.10.28) による。)

## 第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」

### 警備・消防防災基本計画

第75回国民体育大会警備・消防防災基本方針に基づき、第75回国民体育大会鹿児島県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、警察、消防防災、医療等の関係機関及び団体等（以下、「関係機関及び団体等」という。）と相互に密接な連携を図り、次に掲げる業務を実施する。

#### 1 実施業務

##### (1) 自主警備業務

- ア 自主警備体制の確立に関する事。
- イ 雑踏事故、事件等の防止に関する事。
- ウ 交通整理誘導に関する事。
- エ 関係機関及び団体等との密接な連携に関する事。

##### (2) 消防防災業務

- ア 火災その他災害の予防に関する事。
- イ 火災その他災害発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び消防防災体制（救急・救助体制を含む）の確立に関する事。
- ウ 関係機関及び団体等との密接な連携に関する事。

##### (3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 発生に備えた連絡調整体制及び臨時組織体制の整備確立に関する事。
- イ 発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び救急・救助体制の確立に関する事。
- ウ 発生時の関係機関及び団体等との密接な連携に関する事。

#### 2 実施場所

##### (1) 県委員会

開・閉会式会場及び主催する第75回国民体育大会（以下「大会」という。）  
関連イベント会場並びにその周辺

##### (2) 会場地委員会

競技会場、練習会場、宿泊施設及び主催する大会関連イベント会場並び  
にその周辺

### 3 県委員会業務内容

#### (1) 大会開催前

別記1「大会準備期間中における実施細目」のとおり

#### (2) 大会開催中

別記2「大会開催期間中における実施細目」のとおり

### 4 その他

#### (1) 会場地市町村警備・消防防災業務推進指針の策定

県委員会は、会場地における警備・消防防災業務を推進するために、会場地市町村警備・消防防災業務推進指針を策定し、警備・消防防災業務の円滑な準備、運営を期する。

#### (2) 事件・事故防止対策及び防火防災対策の推進

県委員会及び会場地委員会は、事件・事故防止対策及び防火防災対策推進のため、警察・消防機関等へ諸対策の推進を依頼する。

#### (3) その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

## 燃ゆる感動かごしま国体 市町村警備・消防防災業務推進指針

### 1 目的

この指針は、第75回国民体育大会警備・消防防災基本計画に基づき、会場地市町村が実施する警備・消防防災業務推進の基本的事項を定めることにより、その円滑な実施を図ることを目的とする。

### 2 実施業務

#### (1) 自主警備業務

- ア 自主警備体制の確立に関する事。
- イ 雑踏事故、事件等の防止に関する事。
- ウ 交通整理誘導に関する事。
- エ 警察、消防防災、医療等の関係機関及び団体等（以下、「関係機関及び団体等」という。）との緊密な連携に関する事。

#### (2) 消防防災業務

- ア 火災その他災害の予防に関する事。
- イ 火災その他災害発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び消防防災体制（救急・救助体制を含む。）の確立に関する事。
- ウ 関係機関及び団体等との緊密な連携に関する事。

#### (3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 発生に備えた連絡調整体制及び臨時組織体制の整備確立に関する事。
- イ 発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び救急・救助体制の確立に関する事。
- ウ 発生時の関係機関及び団体等との緊密な連携に関する事。

### 3 実施機関

会場地市町村準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）と相互に連携を図るとともに、関係機関及び団体等の協力を得て、上記の業務を実施する。

### 4 実施場所

会場地委員会は、競技会場、練習会場、宿泊施設、主催する関連イベント会場及びその周辺（以下「競技会場等」という。）について、警備・消防防災業務を実施する。

### 5 業務内容

#### (1) 大会開催前

別記1「大会準備期間中における実施細目」のとおりとする。

#### (2) 大会開催中

別記2「大会開催期間中における実施細目」のとおりとする。

## 6 その他

### (1) 広域配宿に係る実施業務

広域配宿に係る実施業務については、広域配宿を実施する会場地委員会が当該実施場所を所轄する関係機関及び団体等と協議し、必要な対策を推進する。

### (2) 事件・事故防止対策及び防火防災対策の推進

会場地委員会は、事件・事故防止対策及び防火防災対策推進のため、警察・消防防災機関へ諸対策の協力を依頼する。

### (3) その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

## 大会準備期間中における実施細目

### 1 業務内容

#### (1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱（仮称）の作成
- イ 会場地市町村自主警備実施計画の作成
- ウ 自主警備体制の整備確立
- エ 実地踏査の実施
- オ 通信体制の整備確立
- カ 施設、構造物の安全対策の推進
- キ 警備員等の人員確保と事前教育・訓練の実施
- ク 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立

#### (2) 消防防災業務

- ア 会場地市町村消防防災実施計画の作成
- イ 消防防災体制（救急・救助体制を含む）の整備確立
- ウ 実地踏査の実施
- エ 通信体制の整備確立
- オ 消防機関と連携した消防防災設備の点検整備及び防火安全対策の推進
- カ 防火防災意識の啓発活動の推進
- キ 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立

#### (3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 会場地市町村大規模災害・突発重大事案対策実施計画の作成
- イ 発生に備えた情報収集・連絡体制の整備確立
- ウ 発生に備えた通信体制の整備確立
- エ 発生に備えた選手・監督、一般観覧者等（以下、「大会参加者」という。）の安全確保及び避難誘導體制の整備確立
- オ 発生に備えた救急・救助体制及び医療機関等の協力による救急搬送体制の整備確立
- カ 発生した場合の各種対策の周知

## 大会開催期間中における実施細目

## 1 実施体制

会場地委員会は、関係機関及び団体等の指導・助言を得て、競技会場等の規模、内容、施設の状況等に応じた警備・消防防災体制とする。

- (1) 会場地市町村実施本部（仮称）に会場地市町村警備・消防防災本部（仮称）を置く。
- (2) 会場地市町村警備・消防防災本部（仮称）は、必要に応じて競技会場等に現地警備・消防防災本部（仮称）を置く。
- (3) 会場地市町村運営本部（仮称）は、大規模災害・突発重大事案が発生又は発生の恐れがある場合、関係機関及び団体等と緊密な連携を図りながら迅速かつ的確な初動措置を執るとともに、事案の態様、規模等を勘案し、必要に応じて地域防災計画等に基づき、その体制に移行又は連携協力する。

## 2 業務内容

## (1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱（仮称）及び施設管理規程に基づく会場管理
- イ 会場地市町村自主警備実施計画に基づく自主警備の実施
- ウ 通信手段の確保、運用
- エ 大会参加者の案内及び誘導
- オ 関係車両の案内、誘導、交通整理及び駐車場利用状況の把握
- カ 入退場者管理（手荷物検査、持ち込み禁止物一時預かり等）
- キ 雑踏警備の実施
- ク 不審者、不審物の発見と適切な対応
- ケ 会場施設等への不法侵入予防、施錠確認等の管理
- コ 犯罪行為等、円滑な大会運営を妨害しようとする者への対応
- サ 迷子、遺失物等への対応
- シ 関係機関及び団体等との緊密な連携

## (2) 消防防災業務

- ア 火災の警戒及び初期消火活動
- イ 火災その他災害情報の収集、伝達及び通報
- ウ 会場定員管理
- エ 会場等における消防用設備等の点検
- オ 消防ポンプ自動車、救急自動車の配備依頼及び通信施設、その他消防防災業務に必要な機械器具等の配備
- カ 通信体制の確保、運用
- キ 救急・救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施
- ク 災害発生時における避難経路の確保及び避難誘導
- ケ 関係機関及び団体等との緊密な連携・情報交換

## (3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 発生時における事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集
- イ 発生時における大会参加者の安全確保及び避難誘導
- ウ 発生時における緊急車両の誘導及び通行路の確保
- エ 発生時における救急・救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施
- オ 発生時における通信手段の確保、運用
- カ 発生時における関係機関との緊密な連携
- キ 発生時における県及び市町村災害対策本部との連携（各対策本部が設置された場合）